

「2050 年の森」キャノピーウォーク整備工事 特記仕様書

第 1 章 適用

「2050 年の森」キャノピーウォーク整備工事（以下、「本工事」という。）において、設計図書に定めのない事項については、工事請負契約書、山口県工事執行規則、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準及び本特記仕様書によるものとする。

第 2 章 業務の内容及び範囲

「2050 年の森」キャノピーウォーク整備工事公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告の 2 工事概要（3）工事等内容については、令和 6 年国土交通省告示第 8 号（以下「告示 8 号」という。）別添一第 1 項に掲げるものとし、工事等内容の範囲は次による。

1 設計業務

（1）設計条件（施設の条件）

イ）対象施設の概要

対象施設	総延長	工事概要
キャノピーウォーク	約 690m	新築工事

ロ）耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、「山口県営施設における耐震安全性の分類（山口県公共建築物個別施設計画）（令和 5 年 4 月 1 日適用）」に基づき、次による。

①構造体：Ⅲ類

☒ 「山口県地域防災計画（震災対策編）」で震度 6 強以上の地震が想定される区域における構造体の安全性の割増〔割増の算定式：地震地域係数 $Z \times 1.25$ 〕

②建築非構造部材：B 類

③建築設備：乙類

ハ）その他

- ・設計条件の変更、設計条件を付すことがある。
- ・積載荷重については、「建築物荷重指針・同解説（日本建築学会）」等を参考に、建築基準法施行令第 8 5 条の規定に基づき、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、荷重条件は、床構造：2900N 以上、根太・大引・基礎等：2400N 以上、地震時：1300N 以上とすること。
また、展望施設の荷重条件は、混雑状況等の想定等を踏まえ、安全対策を含め発注者と協議の上、決定すること。
- ・建築物が建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に該当しない場合で、同法第 1 8 条第 2 項の計画通知の手続きにおいて同法第 2 0 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の基準の適合を要しない場合は、同法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による指定構造計算適合性判定機関に任意の構造計算適合性判定を申請し、構造計算が建築基準法等に適合していることを確認すること。
- ・県内産木材の利用 本工事で木材を利用する場合は、山口県内産木材を利用することとし、受注者は、県内産木材の利用について、別紙「県内産木材利用計画書」を提出しなければならない。
なお、やむを得ず県内産木材が利用できない場合は、発注者と協議の上、「県内産木材利用計画書」でその旨を提出すること。

ニ）設計条件の資料（貸与品等）

☒基本計画書（☐紙媒体 ☐電子媒体（電子メール））

（２）業務仕様

建築基準法第２条第１項に規定する建築物に該当する部分について、本特記仕様書に記載のない事項は、「山口県公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

イ）設計業務の内容及び範囲

■一般業務の範囲（令和６年国土交通省告示第８号別添一）

①基本設計に関する標準業務

☒総合

☒構造

①における業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

☒ 設計条件等の整理	☒ 条件整理
	☒ 設計条件の変更等の場合の協議
☒ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	☒ 法令上の諸条件の調査
	☒ 計画通知に係る関係機関との打合せ
☒ 基本設計方針の策定	☒ 総合検討
	☒ 基本設計方針の策定及び発注者への説明
☒ 基本設計図書の作成	
☒ 概算工事費の検討	
☒ 基本設計内容の発注者への説明等	

②実施設計に関する標準業務

☒総合

☒構造

②における業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

☒ 要求等の確認	☒ 発注者の要求等の確認
	☒ 設計条件の変更等の場合の協議
☒ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ※	☒ 法令上の諸条件の調査
	☒ 計画通知に係る関係機関との打合せ
☒ 実施設計方針の策定	☒ 総合検討
	☒ 実施設計のための基本事項の確定
	☒ 実施設計方針の策定及び発注者への説明
☒ 実施設計図書の作成	☒ 実施設計図書の作成
	☒ 計画通知図書の作成
☒ 概算工事費の検討	
☒ 実施設計内容の発注者への説明等	

☒残土処理場（公共、民間〔承諾済み〕）の指定に係る確認

①成果品をとりまとめる時点で、監督職員に確認する。

②公共残土処理場については、処理場名、所在地、協定期間、受入単価、受入対象地域を確認する。

③承諾済みの民間残土処理場については、処理場名、所在地、許可期限、受入対象地域を確認する。

■追加業務の内容及び範囲

- ☑計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む）に関する手続き及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。手数料の納付を含む。）

また、必要に応じ、景観法（平成16年法律第110号）及び市町景観条例等による届け出書の作成及び申請に関する手続等（添付図面の作成等を含む）を行う。

☑構造計算適合性判定申請手数料

建築基準法第18条第5項における構造計算適合性判定又は同条同項における構造計算適合性判定を要しない場合に任意で行う構造計算適合性判定の手続において、判定機関は受注者において決定するものとし、当該判定に係る手数料は受注者の負担とする。

ロ）業務の実施

■一般事項

- ①基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準等に基づき行う。
- ②実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ④設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- ⑤「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- ⑥「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

■適用基準等

本業務は次に掲げる技術基準等を適用する。受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、技術基準等の適用において、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

①共通

- ☑官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ☑官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ☑官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- ☑木造計画・設計基準（最新版）
- ☑木造計画・設計基準の資料（最新版）
- ☑官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- ☑官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ☑山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル〔改訂版〕（山口県）（平成16年）
- ☑土木設計業務等の電子納品要領（山口県土木建築部）（最新版）
- ☑電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】（山口県土木建築部）（最新版）
- ☑公共建築工事積算基準（平成28年改定）
- ☑公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）
- ☑公共建築工事標準単価積算基準（令和5年改定）
- ☑山口県建築工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（令和6年4月）

②建築

- ☑建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ☑建築工事設計図書作成基準の資料（最新版）
- ☑敷地調査共通仕様書（最新版）
- ☑公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）
- ☑公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）
- ☑建築設計基準（最新版）
- ☑建築設計基準の資料（最新版）

- ☑建築構造設計基準（最新版）
- ☑建築構造設計基準の資料（最新版）
- ☑建築工事標準詳細図（最新版）

③建築積算

- ☑公共建築数量積算基準（最新版）
- ☑公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ☑公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

■管理技術者

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者を適切に配置した体制とし、管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ☑建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士もしくは同条第3項に規定する二級建築士

■打合せ及び記録

- ・打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。
業務着手時、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

■協力者（業務の一部を請け負わせた者）との契約

- ・協力者との契約に当たっては、令和6年国土交通省告示第8号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計の品質を確保する上で必要な報酬額で契約するものとする。
- ・協力者と契約を締結した場合は速やかに契約書の写しを監督職員に提出する。

■図面等の作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められる室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、監督職員の指示により、機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成する。

■成果物等の情報の適正な管理

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等（業務の成果物（未完成の成果物を含む。）、その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。）の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、措置が不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

- ①発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
- ②業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ③成果物等の情報の送信又は運搬においては、必要となる情報漏洩防止を図るため、パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- ④貸与資料の情報については、業務の履行に必要な限り使用するものとし、監督職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ⑤契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。
- ⑥①から⑤の規定は、契約終了後も対象とする。また、協力者等に対しても対象とする。

■その他、業務の履行に係る条件等

- ・成果物の提出場所：山口県森林企画課
- ・成果物の取扱い

- ①提出された原図及びC A Dデータについては、その写し又はP D Fデータを入札の資料として貸与、公開に利用することがある。
- ②提出されたC A Dデータについては、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ③プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務の履行
受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。

ハ) 成果図書

■基本設計（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書（電子データ共）
イ) 説明書等	☒ 重要事項説明書（建築士法） ☒ 環境チェックリスト（指定様式）
ロ) 総 合	☒ 新築工事 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 工事費概算書
ハ) 構 造	☒ 新築工事 構造計画説明書 構造設計概要書 工事費概算書 各種技術資料

- (注) ①建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- ②ロ) からト) までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
- ③「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- ④ハ) からト) に掲げる成果図書は、ロ) に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- ⑤「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- ⑥「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- ⑦成果図書について
- ・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。
 - ・電子データ等の提出は、「土木設計業務等の電子納品要領」及び「電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】」に準じる。

■実施設計（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書（電子データ共）	
イ）説明書等	☒ 重要事項説明書（建築士法） ☒ 環境チェックリスト（指定様式）	
ロ）総 合	☒ 新築工事 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 矩計図 展開図 部分詳細図 屋外付帯施設図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	☐ 改修工事 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（改修前・後） 外壁改修図（立面図、軒・庇裏、施工数量一覧等） 展開図（改修前・後） 天井伏図（改修前・後） 平面詳細図（改修前・後） 部分詳細図（改修前・後） 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書
ハ）構 造	☒ 新築工事 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） その他各申請に要した図書	☐ 改修工事 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） その他各申請に要した図書

（注）①建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

② ロ）からト）までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

③ 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

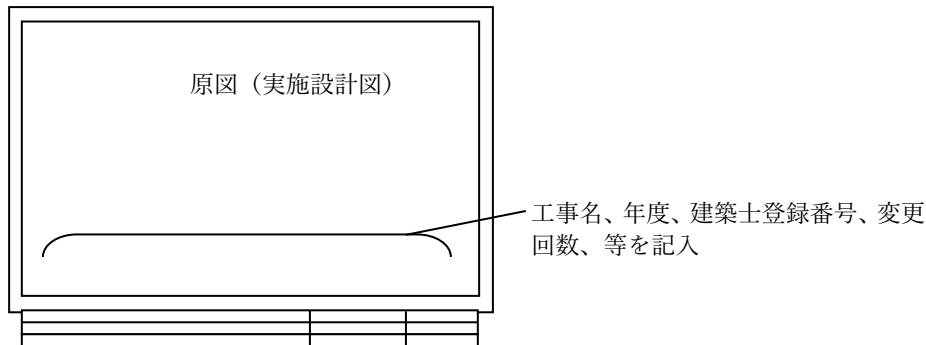
④ 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

⑤成果図書について

- ・設計図面は、J W - C A Dにより作成する。
- ・工事費計算書は、営繕積算システムR I B C 2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
- ・概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに適正な工期を設定する。
- ・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。
- ・電子データ等の提出は、「土木設計業務等の電子納品要領」及び「電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】」による。

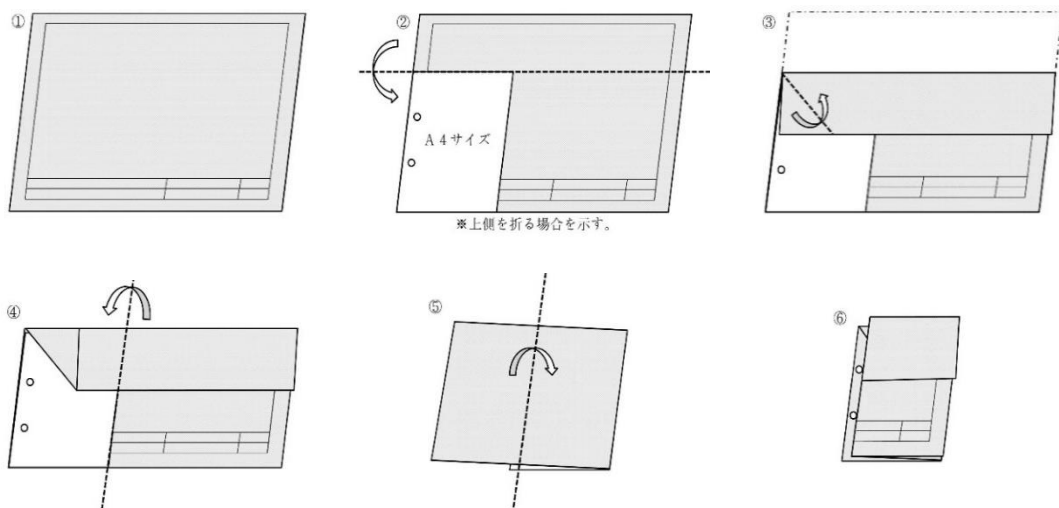
■成果図書における設計原図の仕様等

- ①設計原図の材質：トレーシングペーパー（サンド和紙程度）
- ②設計原図の大きさ：A 2判（又はA 1判）
- ③原図の様式は次による。



④白焼き（A 4）折り図面の仕様

- ⑤紙 質：P P C 普通紙（中性紙薄口 6 4 g / m²程度）
 - ⑥折 り 方：下記により奇数頁は上側、偶数頁は下側を折る。
 - ⑦穿 孔：左側中央部に2穴穿孔（ピッチ寸法 8 0 mm、奥行 1 2 mm 程度、穴径 6 mm）
 - ⑧提出方法：綴り紐、ファイルは不要
- ※原図が A 1 の場合は、A 2 サイズに縮小の上、上記仕様に沿う。



2 地質調査業務

設計図書の作成にあたっては、キャノピーワーク設置に係る地質調査を行うこととし、調査内容及び条件は以下のとおりとする。

- ・調査地点数 1 0 箇所程度（全体配置計画図のとおり、50～100m程度おきに実施することを想定。
具体的な調査地点については、設計後の配置計画により、必要に応じて発注者と協議すること。）
- ・調査方法 ボーリング調査（標準貫入試験）を実施する。
ただし、スウェーデン式サウンディング試験もしくは簡易動的コーン貫入試験で十分な計測結果が得られる場合はこの限りではない。

※図面等については、配置図、構造図、構造計算、数量計算等とし、詳細な内容やその他必要となるものについては、発注者と別途協議を行うものとする。

※添付の「地質調査報告書」の成果を活用し、本地質調査の一部を省略する場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

3 建築工事

建築基準法第2条第1項に規定する建築物に該当する部分について、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という）及び「建築工事監理指針」による。

（1）一般事項

設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（ア）から（オ）までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、標準仕様書による。

- （ア）質問回答書（（イ）から（オ）までに対するもの）
- （イ）現場説明書
- （ウ）特記仕様書
- （エ）図面
- （オ）標準仕様書

（2）着工時の提出図書

契約時に定められたもののほか、次のものを監督職員の指示に従い着工時に提出すること。

- ・工事用製本図面（工事用 A2 版）2 部
- ・工事用製本図面（縮小版 A3 版）2 部

（3）施工計画書・施工図

施工計画書について、工事着手に先立ち総合施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。

施工図について、作成が必要な工種をあらかじめ監督職員と協議する。作成した図面は監督職員の承諾を受ける。

（4）工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算定根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

（5）施工条件

- ・施工日時：監督職員との協議による
- ・工事用車両の駐車場：監督職員との協議による
- ・資機材置場：監督職員との協議による

（6）安全衛生管理体制

「労働安全衛生法第30条第2項」に基づき、同条第1項に規定する安全措置を講ずべき者として指名する。

（7）工事写真

下記のものを監督職員に提出する。

- 分類・規格：カラー、サービス版（L版）
- 撮影時期：着工前、施工中、完成
- 撮影場所：適宜
- 部数：1部
- 備考：電子データ共

工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック」、「営繕工事写真撮影要領（最新版）」及び「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」による。

（8）完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

- 分類・規格：電子データ（CD-R）
- 部数：1部

（9）完成時の提出図書等

- ・完成図：黒表紙付き A4 版 1 部、製本図面 A2 版 1 部
- ・建築確認申請書類（副本等）、確認済証、検査済証 等 一式
- ・保全に関する資料（取扱説明書、その他監督職員が指示するもの）

（10）著作権

- ・提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

(1 1) 工事表示板

- ・表示内容について監督職員の確認を受けること

(1 2) 工事現場における掲示物等

- ・「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」等に基づき、必要な掲示物を工事現場に掲示すること。